

お気軽にご相談ください 要予約 電予 予約は電話のみ 6月の各種無料サポートガイド

相談名	日時	場所	問い合わせ・申し込み先
弁護士相談	17日(金) 午後1時30分～4時30分 (受付 8日(水) 午前8時30分～) 22日(水) 午後1時30分～4時30分 (受付 14日(火) 午前8時30分～) いずれも先着6人	市役所2階 A会議室	人権・市民生活課 TEL(36)5566・(36)5881 ※市役所代表電話(33)3111では 予約できません
司法書士相談	15日(水) 午後1時30分～4時30分 先着6人(受付 7日(火) 午前8時30分～)		
行政相談	9日(木) 午後1時30分～4時	市役所2階 市民相談室	
人権相談	1日(水)・23日(木) 午後1時～4時	市役所2階 A会議室	人権・市民生活課 TEL(36)5881・FAX(36)5553
	1日(水) 午後1時～4時	総合支所 消防司令室	
福祉の総合相談・ 生活困窮の相談	月～金曜 午前8時30分～午後5時	市役所2階 福祉政策課窓口	福祉暮らし仕事相談室 TEL(36)5583・FAX(32)6518
職業相談 (求人票の配布、就職な どにかかる相談)	14日(火) 午前9時30分～11時30分	八幡子どもセンター	商工労政課 TEL(36)5517・FAX(46)5320
	14日(火) 午後1時30分～3時30分	八幡東子どもセンター	
	月～金曜 午前8時30分～午後5時	ハローワークプラザ近江八幡	ハローワークプラザ近江八幡 TEL(33)8609
キャリアカウンセリング (仕事・働き方悩み相談) 予	27日(月) 午後5時～8時	アクティ近江八幡	商工労政課 TEL(36)5517・FAX(46)5320
創業個別相談	6月6日(月) 午前9時～午後8時	近江八幡商工会議所	近江八幡商工会議所 TEL(33)4141 安土町商工会 TEL(46)2389
	7月4日(月) 午前9時～午後8時	安土町商工会	商工労政課 TEL(36)5517・FAX(46)5320
農業相談	6月1日(水)、7月1日(金) 午前9時30分～11時30分	総合支所 消防司令室	農業委員会 TEL(36)5520・FAX(46)5320
介護者のつどい	20日(月) 午後1時30分～3時 ※高齢のご家族を介護されている人が対象	ひまわり館2階 研修室3	長寿福祉課 TEL(31)3737・FAX(31)3738
教育相談	月～金曜 午前9時～午後4時30分 ※幼児・小・中学生とその保護者対象	教育相談室(マナビィ2階)	教育相談室(マナビィ2階) TEL(37)8877
保育人材バンク 『出張就職相談』 予	17日(金) 午前10時～正午、午後1時～4時	滋賀マザーズジョブステーション (県立男女共同参画センター)	【問】滋賀県保育士・保育所支援センター TEL 077(516)9090 【申】滋賀マザーズジョブステーション TEL(36)1831
一日年金相談所 予	9日(木) 午前10時～午後4時	ひまわり館2階 研修室3	草津年金事務所お客様相談室 TEL 077(567)1311
心配ごと相談	月～金曜の偶数日 午後1時～4時	ひまわり館1階 相談室1	近江八幡市社会福祉協議会 TEL(32)6111・FAX(36)6910
福祉の困りごと相談	月～金曜 午前8時30分～午後5時	ひまわり館	
退職男性のための 地域活動相談	27日(月) 午後1時～3時	ひまわり館	近江八幡市社会福祉協議会 TEL(31)2677・FAX(36)6910
ボランティア・ 地域福祉活動相談	月～金曜 午前8時30分～午後5時		
保護司相談	28日(火) 午後1時～4時	近江八幡・竜王更生保護サポ ートセンター(総合支所3階)	近江八幡保護区保護司会 TEL(46)3141(内線345)
税務相談 予	6月9日(木)、7月14日(木) 午前10時～午後4時	(公社)近江八幡納税協会 (近江八幡商工会議所2階)	(公社)近江八幡納税協会 TEL(33)4121・FAX(36)8415
相続等くらしの問題 行政書士無料相談	17日(金) 午後1時30分～3時30分	滋賀中央信用金庫本店	県行政書士会湖東支部(江南事務所) TEL(47)7517・FAX(47)8507
無料健康相談	3日(金)・9日(木)・15日(水)・21日(火)・27日(月) 午前9時～11時	滋賀八幡病院	滋賀八幡病院 TEL(33)7101・FAX(32)7725



近江八幡市消費生活センター発

不用品買い取りのはずが貴金属を・・・
訪問買い取りのトラブルに注意!

【事例】

「いらなくなった服やバッグを買い取ります」という電話があり、自宅への訪問を承諾した。しかし後日訪問してきた事業者は、服やバッグには目もくれず「貴金属はありませんか」と聞いてきた。最初は断っていたが、強引に迫られて大切にしている指輪やネックレスを見せたところ、安い価格で買い取られてしまった。

事業者が消費者の自宅を訪問し、物品を買い取る取引を「訪問買い取り」といいます。訪問買い取りでは消費者が事前に承諾していない物品の売却を求めることや、突然自宅を訪問することは法律で禁止されています。売るつもりのない物品の売却を迫られてもきっぱり断りましょう。また、

突然訪問してきた事業者を安易に自宅に入れないようにしてください。

訪問買い取りを利用する場合には、売却した物品の種類や数量、買い取り価格、業者の名前や連絡先が書かれた契約書を必ず受け取ってください。訪問買い取りにはクーリングオフ制度が適用されます。契約書を受け取ってから8日以内であれば契約を解除できるほか、物品を業者に引き渡すことを拒み、自分で保管することができます。



出典：消費者安全調査委員会イラスト集

消費者トラブルで困ったらご相談ください!

近江八幡市消費生活センター(人権・市民生活課内)
TEL(36)5566・FAX(36)5553

いやや
消費者ホットライン
188



3 限目

地域の清掃活動に参加しよう

河川敷や公園などに雑草や枯れ葉、ごみが落ちていることがあります。これらを放置することは、景観や防犯によくありません。

そこで、地域住民が快適で安心して過ごせる環境を維持するために、自治会では除草やごみ拾いなどの清掃活動を行っています。清掃の案内がきたら、積極的に協力をしましょう。近隣住民と一緒に作業することで、コミュニケーションを図る良い機会にもなります。

また、梅雨や台風時は多雨による水害が起こりやすい時期です。側溝などのヘドロを掃除しておくことは、そうした災害の予防にもなり、衛生的です。年間活動の一つとして地域の溝掃除を行っ

ている自治会もあります。皆さんも身近なまちづくり活動に参加してみませんか。

なお、市では自治会や町内会などに対して清掃活動用具の貸し出しを行っていますので、ぜひご利用ください。



自治会加入を希望する人へ、地域の自治会を紹介します!

問 まちづくり協働課 TEL(36)5552・FAX(36)5553